

北九州市後期次世代育成行動計画策定懇話会

「元気発進！ 子どもプラン（北九州市次世代育成行動計画【平成22～26年度】）」の策定にあたり、有識者等から意見や提案をいただくため、北九州市後期次世代育成行動計画策定懇話会を開催しました。

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等
安立 清史	九州大学大学院人間環境学研究院准教授
粟津 友理	連合福岡北九州地域協議会
池田 正昭	TOTO株式会社人事部人材開発グループ グループリーダー
香月 きょう子	北九州市医師会理事
◎古城 和子	九州女子大学人間科学部教授
杉井 千春	市民代表（第2回北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰市長賞受賞者）
○田中 信利	北九州市立大学文学部教授
角田 由佳	山口大学経済学部准教授
半田 百合枝	北九州市地域活動連絡協議会前会長
東 敦子	弁護士
松尾 和枝	福岡女学院看護大学教授
水本 智美	市民代表（新・北九州ミズ21委員会委員）
稲本 宏之 (渡辺 佳哉)	NHK北九州放送局放送部長

◎は座長、○は副座長
氏名欄の()は前任者

【部 会】

(五十音順、敬称略)

部会		氏名	所属等
I	仕事と子育ての 両立支援	◎安立 清史	九州大学大学院人間環境学研究院准教授
		阿部 和子	清水学童クラブ主任指導員
		粟津 友理	連合福岡北九州地域協議会
		池田 正昭	TOTO株式会社人事部人材開発グループ グループリーダー
		北野 久美	北九州市保育所連盟副会長
		杉井 千春	市民代表（第2回北九州市ワーク・ライフ・ バランス表彰市長賞受賞者）
		○角田 由佳	山口大学経済学部准教授
II	安心して生み育 てることのできる 環境づくり	板家 隆	北九州市歯科医師会学校保健委員会委員
		今古賀 直子	市民代表（フードコーディネーター、 市教委理科指導支援員）
		◎香月 きょう子	北九州市医師会理事
		河野 冴実	市民代表（新・北九州ミズ21委員会委員）
		下川 浩	北九州市医師会理事
		○松尾 和枝	福岡女学院看護大学教授
		協園 隆二	北九州市薬剤師会理事

部会	氏名	所属等
Ⅲ 子どもや若者の 健やかな成長や 自立を支える 環境づくり	○古城 和子	九州女子大学人間科学部教授
	添田 重幸	北九州市社会福祉協議会副会長 (若松区会長)
	田中 恭幸	福岡県警察本部少年課少年健全育成室長
	中村 雄美子	北九州子育て・親育ちエンパワメント センター理事
	野口 勝義	北九州市青少年育成会協議会会長
	◎半田 百合枝	北九州市地域活動連絡協議会前会長
	水本 智美	市民代表(新・北九州ミズ21委員会委員)
	村上 順滋	北九州市私立幼稚園連盟副会長
Ⅳ 特別な支援を要 する子どもや 家庭への支援	◎田中 信利	北九州市立大学文学部教授
	野中 悦子	北九州市民生委員児童委員協議会主任 児童委員部会副委員長
	浜村 千鶴子	天使育児園施設長
	早川 多佳子	北九州市母子寡婦福祉会母子部部长
	東 敦子	弁護士
	真野 かおる	北九州市立小倉南特別支援学校PTA会長
	○稲本 宏之 (渡辺 佳哉)	NHK北九州放送局放送部長

◎は部会長、○は副部会長
氏名欄の()は前任者

◆ 策定懇話会の開催状況

【策定懇話会】

	日 時	議 題
第1回	平成20年11月19日(水) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 策定懇話会の進め方 ○ 本市の少子化、子育て支援策等の現状について ○ 市民ニーズ調査の調査対象・項目(案)について
第2回	平成20年12月24日(水) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民ニーズ調査の調査対象・項目(案)について
第3回	平成21年1月21日(水) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民ニーズ調査の調査対象・項目(案)について ○ 部会について
第4回	平成21年5月8日(金) 14:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民ニーズ調査の調査結果について ○ 各部会の進捗状況について ○ 今後のスケジュール等について ○ タウンミーティングの結果について
第5回	平成21年7月31日(金) 13:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部会案の報告
第6回	平成21年8月25日(火) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間案(素案)について
第7回	平成21年10月29日(木) 10:00~11:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間案について
第8回	平成22年1月22日(金) 16:30~17:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最終案について

【正・副部会長会議】

	日 時	議 題
第1回	平成20年12月10日(水) 16:00~17:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部会の進め方について ○ 今後のスケジュールについて ○ ニーズ調査について

【第Ⅰ部会（仕事と子育ての両立支援）】

	日 時	議 題
第1回	平成21年2月26日(木) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局報告 ・ 後期次世代育成行動計画について ・ 所管事項の現状について ○ 部会の進め方
第2回	平成21年4月8日(木) 10:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地調査 ・ 認可保育園（光沢寺第二保育園） ・ 病児・病後児施設（つだこどもクリニック病児保育室） ○ 現地調査のまとめ
第3回	平成21年4月24日(金) 13:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地調査 ・ 児童館型放課後児童クラブ（三郎丸児童館） ・ 学校空き教室型放課後児童クラブ（足立児童クラブ） ・ 学校敷地内併設型放課後児童クラブ（なかい児童クラブ） ○ 現地調査のまとめ
第4回	平成21年5月22日(金) 13:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズ調査の結果等について ○ ヒアリング(ワーク・ライフ・バランスについて) ・ 総合福祉施設 おきなのみ ・ TOTO株式会社 ・ 北九州ワーキングマザーネットワーク
第5回	平成21年6月1日(月) 13:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状、課題、施策等の整理 ・ ワーク・ライフ・バランスについて
第6回	平成21年6月26日(金) 13:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状、課題、施策等の整理 ・ 放課後児童クラブの充実について ・ ワーク・ライフ・バランスについて
第7回	平成21年7月3日(金) 13:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状、課題、施策等の整理 ・ 保育サービスの充実について ・ 放課後児童クラブの充実について ・ ワーク・ライフ・バランスについて
第8回	平成21年7月23日(木) 13:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部会案について

【第Ⅱ部会（安心して生み育てることができる環境づくり）】

	日 時	議 題
第1回	平成21年2月24日(火) 19:00~20:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局報告 ・ 後期次世代育成行動計画について ・ 所管事項の現状・課題について ○ 部会の進め方
第2回	平成21年4月23日(木) 15:30~17:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地調査 ・ 子育てふれあい交流プラザ ○ 妊娠から出産までの課題 ○ 産後の課題
第3回	平成21年6月2日(火) 19:00~20:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠から出産までの課題 ○ 産後の課題
第4回	平成21年6月29日(月) 19:00~20:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 思春期における課題
第5回	平成21年7月14日(火) 18:45~20:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地調査 ・ 総合周産期母子医療センター ○ 周産期医療の課題 ○ 部会案について

【第Ⅲ部会（子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり）】

	日 時	議 題
第1回	平成21年2月24日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局報告 ・ 後期次世代育成行動計画について ・ 所管事項の現状・課題について ○ 部会の進め方
第2回	平成21年4月2日(木) 13:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地調査 ・ 子ども総合センター「24時間子ども相談ホットライン」 ・ 少年サポートセンター ・ 青少年ボランティアステーション ・ 子ども総合センター かなだ少年支援室 ○ 現地調査のまとめ
	平成21年4月8日(水) 13:00~16:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地調査 ・ 子育てふれあい交流プラザ ・ ほっと子育てふれあいセンター ・ 子育て支援サロン“びあちえーれ” ・ 八幡東区親子ふれあいルーム ○ 現地調査のまとめ
第3回	平成21年5月25日(月) 13:00~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズ調査結果について ○ 現地調査の報告 ○ 子育ての悩みや孤独感の軽減について
第4回	平成21年6月1日(月) 13:00~15:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育ての悩みや孤独感の軽減について ○ 青少年の健全育成について
第5回	平成21年6月29日(月) 13:00~15:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育ての悩みや孤独感の軽減について ○ 青少年の健全育成について
第6回	平成21年7月10日(金) 13:00~15:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全・安心なまちづくり他について ○ 部会案について

【第Ⅳ部会（特別な支援を要する子どもや家庭への支援）】

	日 時	議 題
第1回	平成21年2月24日(火) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局報告 ・ 前期次世代育成行動計画およびこれまでの取り組み ・ 後期次世代育成行動計画について ○ 部会の進め方
第2回	平成21年3月26日(木) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各構成員の立場から子どもや家庭への支援に係る課題紹介 ○ 部会の進め方について ○ 関係者（関係団体）からのヒアリングについて
第3回	平成21年4月24日(金) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第Ⅳ部会に係わる課題の整理・検討 ○ 関係者（関係団体）からのヒアリングについて
第4回	平成21年6月3日(水) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回北九州市後期次世代育成行動計画策定懇話会（結果報告） ○ ニーズ調査について ○ 関係者からのヒアリング ・ 北九州市立小倉北特別支援学校
第5回	平成21年7月23日(木) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部会案について

次世代育成に関する市民ニーズ調査 ～子育て日本一に向けた市民アンケート～

1 調査目的

北九州市次世代育成行動計画(平成22～26年度)の策定にあたり、計画をより実効性のあるものとするため、家族の状況や子育ての実態、保護者の意識などを把握する。

2 調査期間 平成21年2月23日～3月31日

3 調査方法および調査対象

(1) 調査方法 郵送調査

(2) 調査対象

- ① 就学前児童の保護者 2,500人
- ② 小学生の保護者 2,500人
- ③ 中学・高校生の保護者 2,500人
- ④ 18歳以上40歳未満の男女 2,500人

※ 対象者は、住民基本台帳より無作為抽出。

4 回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	2,500	1,430	57.2%
小学生の保護者	2,500	1,315	52.6%
中学・高校生の保護者	2,500	1,107	44.3%
18歳以上40歳未満の男女	2,500	899	36.0%
計	10,000	4,751	47.5%

タウンミーティング「市長と語る 明日のわがまち 北九州」

日時：平成21年3月28日(土) 14:00～16:00

場所：北九州市立男女共同参画センター「ムーブ」

テーマ：子育て日本一を実感できるまちへ向けて

参加者：約300名

日時：平成21年12月16日(水) 18:30～20:30

場所：北九州市立男女共同参画センター「ムーブ」

テーマ：子育て日本一を実感できるまちへ向けて

参加者：約400名

北九州市次世代育成行動計画（後期）中間案に 対するパブリックコメントの結果

1 意見募集期間 平成21年11月24日～12月21日

2 意見の提出状況 意見総数 175件（提出者数 78人・団体）

項 目	件数
1 計画全般について	7
2 総論部分について	9
3 各論部分について	153
(1) 仕事と子育ての両立支援	50
① 働き方の見直し	(11)
② 保育サービス	(23)
③ 放課後児童クラブ	(16)
(2) 安心して生み育てることができる環境づくり	45
① 母子保健	(3)
② 母子医療	(7)
③ 子育ての悩みや不安への対応	(35)
(3) 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり	33
① 就学前教育	(2)
② 青少年の健全育成	(18)
③ 若者の自立支援	(3)
④ 家庭の教育力の向上	(5)
⑤ 安全・安心なまちづくり	(5)
(4) 特別な支援を要する子どもや家庭への支援	25
① 社会的養護が必要な子どもへの支援	(0)
② ひとり親家庭への支援	(3)
③ 児童虐待への対応	(2)
④ 障害のある子どもへの支援	(20)
4 その他	6
計	175

3 計画への反映

項 目	件数
① 計画に掲載済、すでに実施中、計画期間中に実施予定	113
② 一部計画に掲載済、計画期間中に一部実施・検討予定	21
③ 計画の追加・修正あり	7
④ 計画の追加・修正なし	28
⑤ その他（計画内容との関連なし など）	8
計	177

※ 一部、複数対応があるため、意見総数とは一致しない。

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取り組みをいう。

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
 - 三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準
 - 四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

- 第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
 - 6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
 - 7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(省略)

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

(省略)

用語解説

	語句	説明
あ	アスペルガー症候群	言葉の発達の遅れと知的な発達の遅れがない自閉症。
	アドベンチャー カウンセリング	被虐待、発達障害などにより、対人関係で困難を抱えたり、自尊感情が低い児童を対象に、野山でのアドベンチャー体験を通して自尊感情を高め、人の成長、信頼関係を築くためのプログラム。
い	生きる力	基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決することができる資質や能力であり、また、たくましく生きていくための健康や能力のこと。
	育児サークル・ フリースペース	市民センター、児童館など身近な施設を拠点に、親同士の交流や子どもの遊び・体験活動、地域との交流、子育てについての勉強会など、自主的な活動を行っているグループを育児サークルという。また、一部の施設では、子ども連れの人々が自由に参加、利用できるフリースペースを定期的に開設している。
	いじめ	自分より弱い立場にいる子どもに、言葉・暴力・無視・仲間からはずす・物等を隠すなどの心理的・物理的な攻撃を加えることにより、精神的・身体的な苦痛を強いること。
	1.57ショック	平成元年の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和41年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指す。
	一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、301人以上(平成23年4月1日以降は101人以上)の労働者を雇用する事業主が策定を義務付けられた、次世代育成支援対策のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画。
え	ADHD	注意欠陥多動性障害 (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)の略。 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、および衝動性、多動性を特徴とする障害で、社会的な活動や学業の機能に障害をきたすもの。

え	LD	<p>学習障害（Learning Disabilities）の略。</p> <p>基本的には知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すもの。</p>
	家族再統合	<p>被虐待児を一時保護したり、児童養護施設へ入所させるなど、子どもの安全確保や心のケアを図るため、親子分離した後、親子が安全かつ安心できる状態でお互いが受け入れられるよう家族機能の再生・回復に向け支援すること。</p>
こ	公民パートナーシップの推進	<p>これまで地方公共団体が行ってきたさまざまな公共サービスを、民間委託などの手法により民間企業等と協働して提供することで、行政の効率化を推進するとともに公共サービスの質的向上を実現することを目的とした取り組み。</p>
	子育て支援サロン “ぴあちえーれ”	<p>保育士・保健師の資格を持ったコーディネーターが、育児に悩む保護者の相談に応じるとともに、育児に関する幅広い情報の集約・適切な育児情報の提供を行い、相談内容によっては関係機関とのコーディネート等を行う子育て支援施設で、「子育てふれあい交流プラザ（小倉北区）」内にある。</p> <p>「ぴあちえーれ」とは、イタリア語で「楽しさ・喜び」という意味。</p>
さ	里親	<p>保護者のいない児童や、保護者がいてもさまざまな事情で一緒に生活することができない児童を自分の家庭に迎え入れ養育する人。</p>
	産後うつ	<p>産後、わけもなくイライラしたり、動悸がはげしくなったり、気持ちが落ち込んだりすること。産後のホルモンなど体の内部の変化や、慣れない育児の疲れなどが原因とされている。</p>
し	シックハウス症候群	<p>建材や家具に含まれる化学物質による室内空気の汚染などが原因となって、目の痛み・頭痛などの症状が出るもの。</p>
	自閉症	<p>おおむね3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものへのこだわりがあることなどを特徴とする行動の障害。</p> <p>このうち、知的な発達の遅れがないものを「高機能自閉症」としている。</p>
	周産期	<p>出産前後の期間のことを指し、具体的には、妊娠22週目から出生後7日未満の期間のこと。</p>
	小1プロブレム	<p>小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する状態。</p>

し	小規模グループケア	児童養護施設や乳児院の中に専用の居間や食堂等を設置し、そこで虐待を受けるなど心に深い傷を持つ児童5、6人程度を小規模なグループとして手厚くケアを行うもの。
	少年支援室	「子ども総合センター」の通所施設で、いじめ、不登校、非行などの少年問題に対する少年補導センターの機能を有する（かなだ・わかその・くろさき）少年支援室と心因性の不登校に対応する適応指導教室としての機能を有する（あいおい、あだち）少年支援室がある。家庭や学校で不適応状態にある少年に対し、カウンセリングや学習指導、スポーツや野外活動等を通して立ち直りを支援している。
	食育	生きる力の基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきもので、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
	ショートステイ	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う。
	心因性の不登校児童生徒	いじめや対人関係のつまづき等を起因として情緒不安定や混乱により学校に登校できない状態の児童生徒。
す	スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士などの「心の専門家」。全中学校に配置、全小学校に派遣。
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有し、不登校や暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒が置かれた複雑な家庭環境に働きかけたり、関係機関との連携の強化を図る職員。
	スクールヘルパー	保護者や地域の方など、学校に登録し、子どもの安全対策、授業の支援などに従事するボランティア。
ち	地域総括補助金	従来、市の各部局が事業ごとに地域団体へ交付していた補助金（13項目）を一本化し、一部の項目を除き各項目の50%まで流用を可能とした、まちづくり協議会へ交付する補助金。
	地産地消	地域で生産されたものを、その地域で消費する取り組み。

ち	中1ギャップ	小学校から中学校への進学と同時に、学習や生活の変化に適応できず、不登校やいじめが急増する現象。
て	DIG	Disaster (災害)、Imagination (想像力)、Game (ゲーム) の頭文字をとったもの。 地域の特性や災害が発生した時の危険な場所などの情報を大きな地図に書き込むことで、災害に対するイメージを作り、地域住民自らが具体的な対応策を講ずる訓練をし、地域防災力の向上を図るもの。
	DV (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある男女間における暴力をいう。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、交友関係やメールの内容を細かく監視するといった「精神的暴力」、いやがっているのに性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」なども含まれる。
と	トワイライトステイ	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。
に	認可保育所	<p>児童福祉法第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、国の基準に基づき市が認可した施設のこと。</p> <p>本計画における「保育所」とは「認可保育所」のことを指す。認可保育所は、市が設置した「公立保育所」と、民間社会福祉法人などが自ら施設を設置し、運営する「民間保育所」の2種類に大別される。</p> <p>このうち「公立保育所」については、施設の設置、運営とも市が直接行う「直営保育所」と、市が施設のみ設置し、民間社会福祉法人が指定管理者として保育所の管理運営を行う「公設民営保育所」がある。</p> <p>運営主体に着目して区分する場合、「民間保育所」と「公設民営保育所」を合わせて「民間が運営する保育所」とし、「直営保育所」と区別している。</p> <p>◆ 北九州市の認可保育所（平成21年4月1日現在）</p> <pre> graph LR A[認可保育所 (157施設)] --- B[公立保育所 (31施設)] A --- C[民間保育所 (126施設)] B --- D[直営保育所 (23施設)] B --- E[公設民営保育所 ※指定管理者 (8施設)] </pre> <p>_____の保育所は、民間が運営(計134施設)</p>
ね	ネグレクト	遺棄、衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、学校へ行かせない、など）をいう。

は	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
ひ	PDCAサイクル	マネジメント手法の一種で、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)の頭文字をとったもの。
	ひきこもり	さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態。
ふ	ファミリーホーム	一戸建て住宅などで6名程度の子どもを預かり、家庭的な養育を行うもので、平成21年4月から国において制度化されたもの。
	不登校	何らかの心理的、精神的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの。
へ	ペアレントトレーニング	虐待のおそれや虐待の再発の可能性のある養育者、子どもの養育に不安のある養育者を対象に、個別・集団療法の技法を用いて、その子どもの特徴に応じた子育てのコツを学び、養育不安を軽減するとともに、養育への意欲を高め、家族関係の再構築を図るプログラム。
ほ	保育に欠ける	<p>保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。 (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。 (3) 妊娠中であるか、または出産後間もないこと。 (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること。 (5) 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族または精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。 (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。 <p>(※「北九州市保育の実施に関する条例」より)</p>

ほ	放課後子ども教室	放課後や週末に小学校の教室などを活用し、地域の方々が指導者やボランティアとして参加して、子どもたちがスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを実施する取り組み。
	保健福祉オンブズパーソン	<p>オンブズマンとは、スウェーデン語で「代理人」という意味。本市では男女共同参画の観点から、オンブズパーソンとしている。</p> <p>市が所管する保健福祉サービスの利用者等の苦情について、中立・公平な立場から、市へ調査し報告を求め、不当な点があれば是正を勧告することによって簡易・迅速な解決を図る第三者のこと。</p>
め	メンタルフレンド	不登校やひきこもり等の児童に対して、家庭訪問等を行い、児童との遊びや勉強などの援助活動を通し、友だち感覚での身近な理解者として支援をしていくボランティア。
よ	「養護」と「教育」	<p>「養護」とは、子どもの生命の保持および情緒の安定を図るために保育士等が行う援助やかかわりを指す。</p> <p>「教育」とは子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、幼稚園における教育と同様に「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成されている。</p> <p>保育所では、上記5領域と「生命の保持」および「情緒の安定」にかかわる保育の内容が、子どもの生活や遊びを通して総合的に展開されている。</p> <p>(※厚生労働省「保育所保育指針」(平成20年3月改定参照))</p>
わ	ワーク・ライフ・バランス	<p>仕事と生活の調和。</p> <p>仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや、充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。</p>